

(別紙)

居宅介護支援費 (要介護の単位数1月につき)

※1単位10円

	単位数	特別地域加算対象
要介護状態区分1又は2	1076単位	1237単位
要介護状態区分3～5	1398単位	1608単位

居宅介護事業所各種加算内容 (単位数1月につき)

※1単位10円

各種加算	単位数	対象となる支援内容
初回加算	300単位	新規にケアプランを作成した場合、または要介護状態区分が2区以上変更になり、新たにケアプランを作成した場合 (※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す)
退院・退所加算	連携1回 450単位 連携2回 600単位 (カンファ有) 連携1回 600単位 連携2回 750単位 (主治医参加) 連携3回 900単位	病院や施設を退院・退所し、在宅への生活に移行する際に新規にケアプランを作成した場合
入院時情報連携加算 I	200単位	入院後3日以内に必要な情報を病院に提供した場合
入院時情報連携加算 II	100単位	入院後7日以内に必要な情報を病院に提供した場合
小規模多機能型連携加算	300単位	小規模多機能型施設へ移行の際に協力した場合
看護小規模多機能型連携加算	300単位	看護小規模多機能型施設へ移行の際に協力した場合
緊急時カンファレンス加算	1月2回まで、 1回200単位	主治医がカンファレンスが必要とみなし、利用者宅でカンファレンスを行い、サービスの調整を行った場合
ターミナル ケアマネジメント加算	400単位	ターミナル期に必要な医療や居宅サービスを調整した場合
中山間地域加算	所定単位の5%	実施地域以外でサービス提供を行った場合
通院時情報連携加算	50単位 (月1回)	利用者の受診に同行し、必要な情報交換・共有を行い、ケアプランに記録した場合
看取り期におけるサービス相談・調整に係る評価	基本単位算定	ケアマネジメント業務を実施したものの、介護サービス利用に至らなかった場合